

諮問日：令和元年9月24日（令和元年度（情）諮問第20号）

答申日：令和2年7月21日（令和2年度（情）答申第3号）

件名：東京高等裁判所が作成した新庁舎落成記念特集号の一部開示の判断に関する件

## 答 申 書

### 第1 委員会の結論

「東京高裁が昭和59年頃に作成した，新庁舎落成記念特集号」の開示の申出に対し，東京高等裁判所長官が，「新庁舎落成記念特集号」（以下「本件対象文書」という。）を対象文書として特定し，その一部を不開示とした判断（以下「原判断」という。）は，妥当である。

### 第2 事案の概要

本件は，苦情申出人からの裁判所の保有する司法行政文書の開示に関する事務の取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）記第2に定める開示の申出に対し，東京高等裁判所長官が令和元年8月6日付けで原判断を行ったところ，取扱要綱記第11の1に定める苦情が申し出られ，取扱要綱記第11の4に定める諮問がされたものである。

### 第3 苦情申出人の主張の要旨

本件対象文書は広報誌としての性格を有していることからすれば，不開示情報は存在しないといえる。

### 第4 最高裁判所事務総長の説明の要旨

- 1 東京高等裁判所は，本件開示の申出に対し，本件対象文書のうち，特定の個人を識別することができる情報（氏名等）及び公にすることにより警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報について不開示とし，その余の部分を開示する旨の原判断をした。
- 2 (1) 苦情申出人は，本件対象文書が広報誌としての性格を有していることからすれば，不開示情報は存在しない旨主張しているが，①本件対象文書が作成

当時どのように配布等されたかが不明であること、②本件対象文書は東京高等裁判所の資料室に配架されているが、一般来庁者は同室を利用できず、本件対象文書を閲覧することはできないこと、③最高裁判所図書館及び国会図書館の蔵書検索を行ったが本件対象文書を確認することはできず、裁判所ウェブサイトにも本件対象文書の内容は掲載されていないことからすれば、本件対象文書は、過去に公表されたものであるかどうか明らかでない文書である。

そうすると、本件対象文書が過去に公表されたものであるかどうか明らかでない以上、広報誌としての性格を有しているとして不開示情報は存在しないとすることはできない。

(2) また、仮に本件対象文書が過去に公表されたものだとしても、刊行から相当の期間が経過している事情を踏まえれば、本件対象文書に記載された情報は、現時点では慣行として公にされている情報とは認められず、東京高等裁判所が、特定の個人を識別することができる情報（氏名等）として、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）5条1号に相当するものとして不開示とした部分は、同号ただし書イには相当しない。さらに、法5条1号ただし書ロ及びハに相当する事情も認められない。

加えて、仮に本件対象文書が過去に公表されたものだとしても、刊行から相当の期間が経過している事情を踏まえれば、東京高等裁判所が、公にすることにより警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある情報として、法5条6号に相当するものとして不開示とした部分については、なお、公にすることにより警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれのある情報であると認められる。

## 第5 調査審議の経過

当委員会は、本件諮問について、以下のとおり調査審議を行った。

① 令和元年9月24日 諮問の受理

- |             |                     |
|-------------|---------------------|
| ② 同日        | 最高裁判所事務総長から理由説明書を收受 |
| ③ 令和2年1月24日 | 本件対象文書の見分及び審議       |
| ④ 同年6月19日   | 本件対象文書の見分及び審議       |
| ⑤ 同年7月17日   | 審議                  |

## 第6 委員会の判断の理由

- 1 見分の結果によれば、本件対象文書は昭和59年8月1日付けの「新庁舎落成記念特集号」（東京高裁広報・東京地裁広報）であって、このうち原判断において不開示とされた部分（以下「本件不開示部分」という。）は、特定人の氏名等の記載及び庁舎内の特定の部屋等の位置や構造に関する記載であることが認められる。

そして、本件不開示部分のうち特定人の氏名等の記載については、法5条1号に規定する個人識別情報に相当すると認められ、同号ただし書に規定する情報に相当するような記載は認められない。

また、本件不開示部分のうち庁舎内の特定の部屋等の位置や構造に関する記載については、当該部屋等の使用状況等を踏まえれば、これを公にすると裁判所における庁舎の警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる。

したがって、本件不開示部分は、法5条1号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められる。

- 2 これに対し、苦情申出人は、本件対象文書は広報誌としての性格を有していることからすれば、不開示情報は存在しない旨主張する。

しかし、最高裁判所事務総長の上記説明によれば、本件対象文書は、その作成当時どのように配布等されたかが不明であることなどから、過去に公表されたものであるかどうか明らかでないとのことである。本件対象文書が、その刊行から既に30年以上経過していることを踏まえれば、過去に公表されたものであるかどうか明らかでないとの上記説明も容認することができ、本件対

象文書が広報誌としての性格を有しているからといって、直ちにその記載に不開示情報が存在しないとはいえない。そして、本件不開示部分につき、開示申出の時点でこれを見れば、慣行として公にされている情報に該当するものとは認められず、また、これを公にしても警備事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがないということとはできない。

したがって、苦情申出人の主張は採用できない。

- 3 以上のとおり、原判断については、本件不開示部分は法5条1号及び6号に規定する不開示情報に相当すると認められるから、妥当であると判断した。

情報公開・個人情報保護審査委員会

委 員 長                    高   橋                    滋

委                    員                    門   口   正   人

委                    員                    長   戸   雅   子